

三豊市農業委員会 3 月定例総会議事録

令和 8 年 3 月 2 3 日午後 1 時 3 0 分より、三豊市農業委員会 3 月定例総会を三豊市危機管理センター 3 0 1 ・ 3 0 2 会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 3 0 名(農業委員 2 3 名、農地利用最適化推進委員 7 名)

【農業委員】

(出席○・欠席ー)

堀江 博	○	岡根 讓	○	石原 剛	○
片山 睦士	○	片岡 恒男	○	森 啓二	○
石井 秀一	○	小畑 忠司	○	湯口 貞明	○
糸川 桂市	○	藤田 幸治	○	安藤 健一	○
前谷 晃年	ー	福岡 伸也	○	筒井 義朝	○
長堀 和行	○	金丸 喜正	○	松永 克喜	○
木下 一雄	○	浪越 久司	○	細川 高文	○
細川 未恵	○	平尾 美紀	○	山岡 正士	○

【農地利用最適化推進委員】

三崎 義行	○	荻田 英俊	○	大西 武	○
三谷 清	○	藤田 朝幸	ー	保田 美和	○
浪越 勇	○	安藤 徹雄	○		

2. 署名委員

4 番 片山 睦士
1 6 番 長堀 和行

3. 傍聴人

な し

4. 事務局の出席者

事務局長 十鳥 武志
事務局次長 藤原 卓司
主 任 糸川 剛史

5. 書 記

主 事 土井 太陽

6. 議 題

議案第 1 号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について(報告)
議案第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件について
議案第 6 号 非農地証明願いの件について
議案第 7 号 非農地通知の件について
議案第 8 号 農用地利用集積等促進計画の件について
その他の件について

7. 開会 【午後1時30分】

事務局長 ただいまより開会いたします。三豊市農業委員会3月定例総会の開会にあたり、堀江会長よりご挨拶申し上げます。

会 長 皆さんこんにちは。春らしい気候となってまいりましたが、朝晩は寒く、暖房が必要な状況です。桜もまもなく開花し、1週間ほどで見頃を迎える見込みです。農作業については、今後1ヶ月ほどで本格化してまいります。これから忙しくなる時期となりますので、農機具による事故や転倒などには十分注意し、安全第一で作業にあたっていただきたいと思います。農業委員および推進委員の皆様におかれましては、就任から1年が経過し、大変ご苦勞の多い1年であったことと存じます。今後も業務は増加する見込みです。特に農地の貸借については、今後すべて農地機構を通じた手続きとなり、担当職員の負担も増している状況です。また、農地の貸し出しや譲渡希望の案件も増加しております。そのような中、若い就農者からは「収益面は当初の想定ほどではないが、工夫次第で可能性がある」といった前向きな声も聞かれており、明るい材料と感じております。引き続き、地域農業の維持発展に向けてご尽力いただきたいと思います。本日、議案件数は多くありませんが、事務局からの依頼事項もございます。円滑な議事進行にご協力をお願い申し上げます。以上をもちまして、出席へのお礼の挨拶といたします。本日はよろしくお願ひいたします。

事務局長 ありがとうございます。会議の開催にあたり、本日は13番前谷 晃年 委員から欠席の連絡をいただいております。ただいまの出席農業委員は23名で定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの委員におかれましては、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。推進委員の皆様は意見を述べられますが、採決には参加できません。それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長にお願いいたします。

議 長 ただいまから、三豊市農業委員会3月定例総会を開会します。最初に本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号4番 片山 睦士 委員、議席番号16番 長堀 和行 委員のご両名をお願いいたします。本日の議題につきましては、事前に送付させていただいているままになります。それでは、これより議事に入ります。1ページをお開きください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

〔 議案第1号 番号1号から番号17号を朗読 〕

以上17件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見ご質問ございますか。

一 同 〔 なしの声あり 〕

1 番 返還が多くあるようですが、返還された農地については、今後どのように利用される予定でしょうか。

事務局 売買、転用、用地買収等については、次の利用者へ引き継がれることとなります。耕作不便や労力不足等、様々な解約事由はありますが、労力不足によるものについては、次の耕作者の候補を探していただいているところでございます。

1 番 所有者が依頼するほか、農業委員や農地利用最適化推進委員に依頼するなどして、次の耕作者の候補者を探してもらっているという認識でよろしいでしょうか。

事務局 ご認識の通りです。

議 長 他にないようでございますので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の17件の報告事項は異議なしと認めます。次に進ませていただきます。8ページをお開きください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第2号 番号1号から番号3号を朗読 〕

以上3件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見ございますか。

一 同 〔 なしの声あり 〕

議 長 ないようでございますので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の3件の報告事項は異議なしと認めます。次に進ませていただきます。9ページをお開きください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号22号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を説明させていただきます。

〔 議案第3号 番号1号から番号22号を朗読 〕

以上22件につきましては、農地の権利移動の不許可条項でありま

す農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますのでご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

5 番 番号1号について説明いたします。譲渡人と譲受人の関係は他人です。譲渡人事由は相手側の要望、譲渡人事由は経営規模拡大です。現地確認を行ったところ、適切に管理されていることを確認いたしました。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

7 番 番号2号について説明いたします。譲渡人と譲受人の関係は親戚です。申請地は、譲受人が就農した当初から耕作している農地であり、県外在住の譲渡人から譲受人へ無償による所有権移転の申請に至ったものです。今後も譲受人が継続して耕作していく予定であり、特段問題はないものと思われまます。

番号3号について説明いたします。譲渡人と譲受人の関係は他人です。申請地は進入路がなく耕作に不便な農地ですが、譲受人である隣接農地の所有者に相談したところ購入の意思があったため、本件所有権移転の申請に至ったものです。譲受人は今後、果樹の栽培を再開する予定であり、特段問題はないものと思われまます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

8 番 番号4号について説明いたします。譲受人は新規就農となっておりますが、実家において玉ねぎ等の栽培に従事しております。申請地は住居の隣接地であり、当該農地においても農業を行う予定であることから、特段問題はないものと思われまます。

番号5号について説明いたします。現況が雑種地とのことですが、面積も大きくないため周辺への影響もなく、特段問題ないものと思われまます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

9 番 番号6号について説明いたします。1筆は野菜を栽培中であり、外5筆については昨年まで稲作が行われており、今後も農地としての活用が十分見込まれます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

12 番 番号7号について説明いたします。譲渡人と譲受人の関係は他人です。譲渡人が相続で取得した農地ですが、譲渡人は農業の経験がなく、また、農機具等も所有していないため維持管理ができず、耕作してくれる人を探していたところ、本件所有権移転の申請に至ったものです。譲受人は稲作に興味を持ち、積極的に取り組んでいると聞いており、その他の田畑および水田の水利等についても特段問題はないものと思われまます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

2 番 番号8号について説明いたします。生前贈与によるものであり、特段問題はないものと思われまます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

15 番

番号9号について説明いたします。譲渡人と譲受人の関係は他人です。譲渡人から譲受人に売買の話が持ちかけられ、譲受人が承諾したことから、本件所有権移転の申請に至ったものです。現地を確認したところ、現在は第三者が玉ねぎを栽培しておりましたが、収穫終了後は譲受人がお米および野菜を栽培する予定となっております。

番号10号について説明いたします。譲渡人と譲受人の関係は他人です。申請地は、譲受人の父の代から譲渡人に地代を支払い借りている畑です。譲受人は将来的なことを考えており、また譲渡人も現在体調が悪く耕作できないことから、本件所有権移転の申請に至ったものです。現在はブドウの栽培が再開されており、特段問題はないものと思われまます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

16 番

番号11号について説明いたします。譲渡人と譲受人の関係は他人です。譲渡人は一人暮らしで高齢のため、自宅周辺の農地のみを耕作し、その他の農地については他人に貸し付けております。今回、譲渡人が現在貸し付けている農地の耕作者に対し、自ら所有する農地の全てを購入してほしいと相談したところ、耕作者の妻である譲受人との間で売買の話がまとまりました。譲受人は会社員であり、育児等の事情もあることから、直接農業に従事することはないとのことですが、譲受人の経営面積が多いのは、夫が借地により専門的に耕作しているためです。現地を確認したところ、譲受人の夫が適切に耕作・維持管理を行っており、周辺農地への影響もなく、特段問題はないものと思われまます。関係者の了解も得られております。

番号12号について説明いたします。譲渡人と譲受人の関係は他人であります。隣接地に居住し、同一自治会に属しております。譲渡人は建設業を営んでおり、その所有する農地の大部分を他者に貸し付けております。譲受人は専業農家であり、数年前、譲渡人から申請地について耕作の依頼を受け、以後野菜を作付けしておりました。今回、譲渡人より経営規模を縮小したい旨の意向があり、譲受人に対し、現に耕作している当該農地をそのまま買い受けてほしい旨の相談がなされました。これに対し、譲受人においても、所有する北側農地との一体化により集団化が図られること、また売買価格の条件が整えば取得したい意向であることから、売買について合意に至ったものです。申請地については、譲受人により適切に耕作・維持管理がなされております。また、関係水利および周辺住民の同意も得られており、周辺農地の利用にも支障はないものと思われまます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

19 番

番号13号について説明いたします。譲渡人と譲受人の関係は親戚です。譲渡人は遠方に居住しており、現在は帰省しておらず、高齢であることから帰省も困難な状況となっております。申請地については、実際には譲受人において耕作が行われており、譲受人の自宅の隣に位置しております。譲受人は自己の農地へ大型農機具を導入させるにあたり、当該農地を通過する必要があるため、他者へ譲渡された場合や荒廃した場合には管理上支障が生じることが懸念されております。このため、譲受人において取得したい意向が示され、売買について協議が整ったものです。なお、譲受人は現在施設に入所中ではありますが、主に

奥様が対応しており、加えて娘夫婦及び孫の協力を得ながら、今後も継続して適切に管理していく予定であることから、農地の維持管理については、特段問題はないものと思われます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

18 番 番号14号について説明いたします。譲渡人と譲受人の関係は親戚です。譲受人の息子及び孫が野菜を作りたいとの意向を有しており、宅地の前にある土地を譲り受けたいとのことで、本件所有権移転の申請に至ったものです。申請地は譲受人の自宅の前であり、適切に管理されておりました。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

3 番 番号15号について説明いたします。譲受人は、これまで自家菜園として、自家消費用の野菜等を栽培しておりました。申請地については、譲渡人が高齢であり、後継者も一人のみで、当該農地を承継する意向はない状況であります。草刈り等の管理については、これまでも譲受人が行っておりました。また、管理機を購入し耕起を行っており、現在は適切に管理された状態となっております。現地を確認したところ、柑橘類が5～6本植栽されている状況であります。今後の利用については、柑橘の生産規模の拡大等については不明であるものの、農地として適切に管理されるのであれば、従前よりも適正な利用が図られるものと考えられます。特段問題はないものと思われますので、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

19 番 番号16号について説明いたします。譲渡人と譲受人の関係は他人です。現地確認を行ったところ、現在は稲刈り後の状態となっておりますが、今後は整地を行い、レモンを栽培する予定であるとのことです。

番号17号について説明いたします。現地確認しましたが、オリーブが栽培されており、周辺に影響はないと思われます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

20 番 番号18号について説明いたします。母から息子への生前一括贈与によるものであります。譲受人の申請理由は経営規模の拡大とされておりますが、当初の内容のみでは規模拡大に該当するか疑義がありました。その後の確認により、譲受人の父名義の農地についても現在名義変更手続中であるとの説明があり、これらを含めて経営規模の拡大に該当するものとして整理されたものであります。

番号19号について説明いたします。譲渡人と譲受人の関係は他人です。譲受人から譲渡人に対し、レモンを栽培する旨の話があり、譲渡人においてもこれを了承したことから、本件所有権移転の申請に至ったものです。譲受人は現在、レモンの栽培に取り組んでおり、特段問題はないものと思われます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

1 番 番号20号について説明いたします。譲渡人と譲受人の関係は他人です。譲渡人は県外で就労しており、また息子も県外で就職していることから、家屋及び農地の売却を進めており、家屋の売却をはじめ、農地についても順次売却を行ってきたところであります。買い手を探

していたところ、本件譲受人が見つかったものです。譲受人は現在、琴平町に居住しておりますが、高松市において水稻を作付けしており、また畑では今後レモンの栽培を予定しているとのことです。農機具の移動や水管理等が必要となることから、水利関係者への影響が懸念されておりましたが、水利の代表者2名に対し、譲受人夫婦が直接説明を行い、適切に管理を行う旨の説明がなされております。その結果、水利関係者からも了解が得られております。営農意欲も認められることから、地域としても支援していく必要があるものと考えられます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

21 番 番号21号について説明いたします。譲渡人と譲受人の関係は他人です。現地確認において、隣接地の所有者に確認したところ、適切に耕作が行われている旨の説明がありました。現地については草刈り等が実施され、耕作が可能な状態に整えられており、直ちに作付けが可能な状況となっております。

番号22号について説明いたします。譲受人は店舗を経営している方であり、そのすぐ隣接地において、自家消費用の野菜を栽培したいとの意向であります。現地については草刈り等が実施されており、直ちに耕作が可能な状態に整えられています。特段問題はないものと思われますので、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議 長 担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。

20 番 農地法第3条に基づく農地等の購入が進んでいることは、望ましいものと考えます。特に、認定農業者等が中心となって取得を行う場合には、香川県農地機構による支援制度や、市町における所有権移転手続きの支援など、利便性の高い事業があります。このため、事務局におかれましては、農地の売買等にあたり、農地機構を通じた取引の活用について、購入希望者等に対して助言を行うなど、引き続きご対応いただきますようお願ひいたします。

事務局 購入の場合には、農地売買支援事業として対応しております。本事業の主な要件としては、受け手である認定農業者等が、現に耕作している農地、借りている農地及び新たに借り入れる農地を合わせて、概ね1ヘクタール以上の団地を形成することが条件となっております。メリットとしては、売買の場合、売り手には譲渡所得税について800万円の特別控除があり、また買入協議制度による売買については1,500万円まで控除が適用されます。さらに、買い手については取得農地の価格評価が軽減され、不動産取得税が軽減される仕組みとなっております。本事業については、農地機構のホームページにも掲載されており、農地所有者からの申出に基づく売買のあっせんを行っております。制度のイメージとしては、概ね半径300メートル程度の範囲内で1ヘクタール以上の農地が確保できる場合に活用が見込まれます。一方、現在の議案に見られる所有権移転については、低額または無償での移転が多く、本事業のメリットが活かされにくい状況でございます。一定の金額規模があり、双方にメリットが見込まれる場合には、適宜本事業の紹介を行っております。これまでの実績としては、

年間1～2件程度の利用があり、直近でも相談案件が数件ございますが、少額取引の場合はメリットが小さいことから活用には至らないケースが多い状況でございます。なお、本事業は農地機構の制度ではございますが、実務的な手続きについては事務局が対応しており、すべてを農地機構が実施するものではない点に留意が必要です。また、受付は年2回となっておりますため、対象となり得る案件については事前にご相談いただきたく存じます。

議長 他にご質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようでございますので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号22号についてお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 ないようでございますので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号22号につきましては許可することと決定いたします。次に進ませていただきます。15ページをお開きください。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を説明いたします。

[議案第4号 番号1号から番号2号を朗読]

番号2の一部は、国または地方自治体の補助を受けて整備された農地ですので、第1種農地に該当しております。第1種農地は、原則転用不許可ですが、申請に係る土地の周辺の地域において保有するもの、日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外に当たります。そのほかは、第2種農地です。以上2点につきまして、営農条件及び市街地化の状況から判断する一般基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防御措置から判断する一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようでございますので、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号2号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 ないようでございますので、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号2号につきましては適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。16ページをお開きください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を説明いたします。

[議案第5号 番号1号から番号4号を朗読]

番号2は、国または地方自治体の補助を受けて整備された農地ですので、第1種農地に該当しております。第1種農地は、原則転用不許可ですが、申請に係る土地の周辺の地域において保有するもの、日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外に当たります。そのほかは、第2種農地です。以上4件につきまして、営農条件及び市街地化の状況から判断する一般基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防御措置から判断する一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

7番 番号1号について説明いたします。譲渡人と譲受人の関係は他人です。譲受人は資材置き場及び駐車場として利用できる土地を近隣で探していたところ、譲渡人1名の土地のみでは面積が不足するため、隣接するもう1名の譲渡人の土地も含めて譲渡いただけないか相談した結果、協議が整い、このたび購入することとなりました。ご審議の程よろしくお願いいいたします。

番号2号について説明いたします。譲渡人と譲受人の関係は他人です。2筆のうち1筆については商用地として利用するため申請を行うものであり、現在借りている田んぼについては使用貸借を解消できる見込みであります。隣接する土地については引き続き耕作を行う予定です。また、申請地については、進入路が確保されており、既に広い道路側からの進入路も整備されていることから、耕作に支障はない状態となっております。さらに、隣接地についても申請者本人の所有地であるため、隣地への影響等の問題は生じないものと考えられます。何ら問題はないものと思われまます。ご審議の程よろしくお願いいいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。

24番 申請番号2番について賃貸借権の設定となっておりますが、期限はい

つまででしょうか。

事務局 貸借契約書には契約期間は5年間で、双方異議がなければ更新するという内容となっております。また、譲渡人及び譲受人の当事者間の貸借の場合、契約内容は転用許可の可否に関係しないため必須の添付書類ではございません。

議長 他にご質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようでございますので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号4号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 ないようですので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号4号につきましては適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。18ページをお開きください。議案第6号「非農地証明願いの件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号「非農地証明願いの件について」を説明いたします。

[議案第6号 番号1号を朗読]

以上1件、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

20番 番号1号について説明いたします。何ら問題はないものと思われませ

議長 担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようでございますので、議案第6号「非農地証明願いの件について」番号1号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 ないようですので、議案第6号「非農地証明願いの件について」の番号1号につきましては適当と認め、非農地証明書を交付することと決定いたします。19ページをお開きください。議案第7号「非農地

通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号「非農地通知の件について」を説明いたします。

[議案第7号 番号1号から番号23号を朗読]

以上23件、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

5番 番号1号について説明いたします。現地を確認したところ雑木林になっておりました。

番号2号について説明いたします。手入れされておらず、雑木林になっておりました。

番号3号について説明いたします。以前に基盤整備が行われた土地であります。その後は長期間手入れがされておらず、現在は雑木林の状態となっております。

番号4号から番号6号について説明いたします。手入れされておらず、雑木林になっておりました。以上のとおりの状況であり、当該箇所以外にも周辺には非農地とみられる土地が多数存在している状況でありました。

6番 番号7号について説明いたします。現在管理できていない状態です。

番号8号について説明いたします。以前はお茶の栽培が適切に行われていたが、現在は所有者が負傷しており、今後の営農再開は困難な状況です。現地は荒廃が進んでおり、直ちに改善できる状態ではありません。また、急傾斜地も含まれており、このまま放置した場合、農地としての維持は困難であると考えます。

番号9号について説明いたします。以前はみかんの栽培が行われていたが、現在は倒木があり進入できない状態となっております。隣接する土地については一部整備されている箇所も見受けられましたが、申請の対象となっている土地については、現状及び今後の営農継続は困難ではないかと判断される状況でありました。

8番 番号10号について説明いたします。現地を確認したところ、進入路もなく、現時点では農地としての復旧は困難と考えられます。なお、周辺農地への影響はないものと考えます。ご審議の程よろしくお願

10番 番号11号について説明いたします。1筆目については、現在山林化しており、池の中に突き出すような形の山林となっているため、周辺への影響はないものと考えられます。所有者にも確認したところ、非農地として申請したい旨の意向でありました。2筆目については、

- 以前はみかんの栽培が行われていましたが、周辺に耕作地はなく、問題は無いものと考えられます。3筆目についても、周辺農地への影響はないことを確認しており、所有者の意向として非農地として申請するものでありますご審議の程よろしく願いいたします。
- 12番 番号12号について説明いたします。一部は墓地として利用されているが、その西側については急勾配となっており、現地確認の結果、雑木が生い茂っている状況であることから、農地としての復旧は困難と考えられます。したがって、非農地として取り扱うことが適当と考えられるため、ご審議の程よろしく願いいたします。
- 14番 番号13号について説明いたします。現地確認したところ非農地で妥当だと思いますので、ご審議の程よろしく願いいたします。
- 事務局 番号14号について説明いたします。申請地は完全に山の一部となっております。こちらも農地としては利用できないため非農地で問題ありません。ご審議の程よろしく願いいたします。
- 18番 番号15号について説明いたします。竹が生い茂っており、手が付けられない状況となっていました。
- 番号16号について説明いたします。現地は近くまで進入できそうに見えるものの、実際には進入の可否が不明確な状態であり、通行困難な状況となっていました。したがって、非農地として取り扱うことが妥当と考えられるため、ご審議の程よろしく願いいたします。
- 19番 番号17号について説明いたします。車両で進入可能な地点までは確認を行い、その後は目視により現地確認を実施しました。現状では農地としての利用は困難と考えられるため、非農地として取り扱うことが適当と判断されます。
- 番号18号および19号について説明いたします。当該土地は隣接して位置しているが、いずれも原野化しており、現状では農地としての再生は困難と考えられるため、非農地として取り扱うことが適当と判断されます。ご審議の程よろしく願いいたします。
- 20番 番号20号、21号および22号について説明いたします。現地確認の結果、いずれの土地についても非農地として取り扱うことに問題は無いものと考えられるため、ご審議の程よろしく願いいたします。
- 1番 番号23号について説明いたします。この一帯は、かつてはみかん畑として利用されておりましたが、現在でも一部に植栽の跡が確認されます。現状では、みかん栽培終了後も管理を継続している方が1軒のみ存在しており、それ以外の箇所については管理が行き届いておらず、荒廃が進んでいる状況です。昭和期にはみかんの栽培が行われておりましたが、平成以降はほとんど管理がなされていないことから、現地の状況を踏まえ、本件については非農地と判断することはやむを得ないものと考え、当該判定を行っております。

- 議長 担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。
- 一同 [なしの声あり]
- 議長 ないようでございますので、議案第7号「非農地通知の件について」番号1号から番号23号をお諮りします。ご異議ございませんか。
- 一同 [異議なしの声あり]
- 議長 ないようですので、議案第7号「非農地通知の件について」の番号1号から番号23号につきましては適当と認め、非農地通知等を関係者に送付することと決定いたします。次に進ませていただきます。別綴じの資料をご覧ください。議案第8号「農用地利用集積等促進計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第8号「農用地利用集積等促進計画の件について」を説明いたします。今回は、令和8年5月を始期とする案件であり、合計207筆が対象となっております。各委員におかれましては、ご自身の担当区域に係る内容についてご確認いただきますようお願いいたします。
- 議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。皆さんからご質問ございませんか。
- 一同 [なしの声あり]
- 議長 ないようでございますので、議案第8号「農用地利用集積等促進計画の件について」をお諮りします。ご異議ございませんか。
- 一同 [異議なしの声あり]
- 議長 ないようですので、議案第8号「農用地利用集積等促進計画の件について」の207件につきましては適当と認め、原案のとおり決定いたします。本日予定していました議案の審議は以上です。ありがとうございました。

その他の件

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名する。

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

1. 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について
2. 農業委員会の適正な事務実施について
 - ・令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）
3. 農地利用最適化推進委員の総会出席要請表（案）について
4. その他

(1) 4月定例総会について

日 時 令和8年4月20日（月）午後1時30分

場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30～16:00】

相談日	開催場所	相談委員	
4月7日（火）	危機管理センター1階 打合せコーナー1	高瀬町：小畑 忠司	高瀬町：細川 未恵
		山本町：糸川 桂市	財田町：堀江 博

(3) 配布物

- ・令和9年度農地等利用の最適化推進施策等に関する改善意見の集約について（依頼）
- ・農政情報3月号（No.402）

閉 会 【 午後 3時50分 】